

障がい者に係る投票環境向上に関する検討会（第3検討チーム・第1回）議事要旨

1 日 時 平成22年9月24日（金）10:30～11:50

2 場 所 総務省地下2階第1会議室

3 出席者

清水委員、杉野委員、関委員

内閣府障がい者制度改革推進会議担当室 東室長

4 議事次第

（1）開会

（2）管理課長挨拶

（3）メンバー紹介

（4）説明

投票所におけるバリアフリー等に係る取り組みについて

（5）意見交換

（6）検討会の今後の進め方について

（7）閉会

5 議事の経過

- 総務省自治行政局選挙部管理課長の挨拶の後、メンバーの紹介が行われた。
- 管理課長から、第22回参議院議員通常選挙における期日前投票所及び投票所における段差解消等への対応を説明した後、清水委員及び杉野委員から、それぞれ東京都内の市区町村及び世田谷区の投票所におけるバリアフリー等に係る取り組みについての説明が行われた。
- その後、投票所のバリアフリーなど投票環境の改善について、意見交換が行われた。

[以下、各メンバーからの主な意見]

- 投票所において事務従事者が選挙人の介助を行う際には、一定の距離を保つことも必要。投票の記載時にまで選挙人の近くに待機することを避けるなど、プライバシーの確保や心理的なプレッシャーの面で配慮が必要ではないか。

- 視覚障がい者など介助が必要な選挙人に対しては、その用意があることを伝えることが大切。また人的介助が必要な場所に、介助する職員がいないということは避けるべき。
- 車イスを利用される方は自動車で移動することが多いため、投票所にはできるかぎり駐車場を設ける必要がある。また、投票所に車イスを用意している場合には、積極的に周知を行ったほうがよい。
- 広報等を活用した一般市民全般を対象とする情報提供のシステムとは別に、例えば民生委員の協力を得て、必要な方々に必要な情報を提供できるようなシステムを構築できないか。
- 障がい者によって障がい者団体に属しているかどうか異なり、情報から孤立している面もあると考えられるため、どのように情報提供を行っていくかも課題である。
- 最近では障がい者関係の手引きに、郵便等投票のような障がい者に関する選挙制度を掲載するなど福祉部局との連携を行ってきている。また、障がい者の把握は選挙管理委員会では困難であり、その情報を把握している福祉部局との連携、協力をもっと積極的に行う必要がある。
- 障がい者制度改革推進会議でも、投票所の物理的バリアーや投票所内での必要な配慮等について意見が出されている。福祉分野での取組と選挙管理機関との連携や、制度間での垣根を越えた取組については、障がい者制度改革においても今後の課題である。
- 障がい者の方々が投票する場合には、投票の意思を確認し、また不安を感じずに自らの意思を表すことができるよう、職員の接遇の仕方を工夫することが重要。

以上の意見交換の後、総務省から検討会の今後の進め方について説明が行われ、次回の第3検討チームでは、事務局で課題を整理した上で、投票所におけるバリアフリー等に係る具体的方策について検討することとなった。

以上

(文責：事務局)